

鴨川市一般廃棄物中継施設整備・運営事業
公募型プロポーザル公告について

地方自治法第 234 条第 1 項により公募型プロポーザルを下記のとおり実施する。

令和元年 9 月 6 日

鴨川市長 亀田 郁夫

1 事業名称

鴨川市一般廃棄物中継施設整備・運営事業

2 事業場所

応募者が提案する事業用地

3 事業期間

設計・建設期間 : 事業契約締結の日から令和 4 年 5 月

運営・維持管理期間 : 令和 4 年 6 月から令和 24 年 5 月

4 事業目的

現在鴨川市では、昭和 61 年 3 月に稼動開始した鴨川清掃センターで市内から排出される燃やせるごみの処理を行っている。しかし、鴨川清掃センターは老朽化が著しく、安定したごみ処理の確保が困難な状況になっている。

このような状況から市では、施設の更新等の検討を進めてきた結果、早期に安定したごみ処理を確保すること、さらなる広域化を図ること、財政的負担が少なくなることを目指した一般廃棄物中継施設の整備・運営事業を実施することを目的とする。

5 施設の概要

1) 施設規模等

① 処理能力 : 42 t / 日以上

② 系列数 : 1 系列

③ 運転時間 : 8 時間/日

④ 運転日数 : 300 日以上

⑤ 年間処理量 : 11,386t (令和 4 年度)

2) 施設概要

- ① 処理対象物の受入れ及び燃やせるごみについては圧縮、不燃ごみ及び資源ごみについては受入れ及び貯留を行う。
- ② 圧縮した燃やせるごみをコンテナに積み込んだ後、市が指定する受入施設まで運搬を行う。

3) 処理方式

コンパクト・コンテナ方式

6 事業範囲

1) 選定事業者の業務範囲

(1) 事業用地の確保等

選定事業者は、自らが提案した事業用地を確保（借地・購入は問わない）するものとする。また、選定事業者は、本事業の実施に必要な電気、ガス、水道等を確保する。

(2) 測量・地質調査等

選定事業者は、自らが提案した事業用地の範囲、面積等を把握するために用地測量、地形測量、地質調査、埋設物調査等の必要な一切の業務を実施する。

(3) 施設の設計・整備

選定事業者は、本施設の設計・整備を行うものとする。選定事業者は、自ら本施設の完成検査を行い、市による本施設の引渡し検査を受ける。また、市による引渡し検査合格後、直ちに本施設の所有権を市に移転する。

(4) 維持管理

選定事業者は、運営期間中、本施設が要求水準書で定める性能及び仕様を満足するよう適正に維持管理を行うものとする。また、事業期間終了後も引き続き支障なく本施設を稼働できるよう本施設の維持管理を行うものとする。

(5) 運営

選定事業者は、運営期間中、本施設に搬入される処理対象物を受け入れ、要求水準書で定める性能及び仕様を満たす適正な処理（圧縮）、燃やせるごみの運搬及び資源ごみ等の保管等を行うこととする。

(6) 住民合意の形成

選定事業者は、事業用地の確保、本施設の設置、事業実施自体に関する住民合意の形成を行うものとする。なお、市は住民合意形成に対して、選定事業者に協力する。

(7) 土地利用契約の締結等

事業用地の購入または借地に係る契約者は、代表企業とすること。

事業用地を借地とする場合の契約期間は、本事業に必要な期間とする。ただし本事業の運営期間の20年間を延長する場合があるため、借地契約の延長が可能な契約を締結すること。

なお、応募者が提案する事業用地が他の応募者と同じ事業用地となることは原則として認めない。

(8) その他

上記のほか、次の事項を事業者の業務範囲に含めるものとする。

- ① 選定事業者は、本事業の遂行に必要な許認可取得及び届出等の業務を行うこととする。必要に応じて、市も協力を行う。
- ② 本施設の整備、維持管理及び運営に関し住民に対して適宜説明を行うとともに、必要な措置及び対策を講じるものとする。必要に応じて、市も協力を行う。
- ③ 選定事業者は、圧縮した燃やせるごみの受入先との良好な関係の継続を確保すること。

2) 市の業務範囲

(1) 燃やせるごみ、資源ごみ等の中継施設までの運搬を行う。

(2) サービス購入料の支払

市は、選定事業者が提供するサービスへの対価として、サービス購入料を支払う。

(3) 本事業の実施状況のモニタリング

市は、本事業の実施状況のモニタリングを行う。

(4) 燃やせるごみ運搬先の確保

本施設から圧縮・運搬される燃やせるごみの運搬先は、市が確保する。

(5) 資源ごみ等の引渡し

本施設の運営によりストックする不燃ごみ及び資源ごみ等の引き取り企業は、市が確保する。

7 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

鴨川市一般廃棄物中継施設整備・運営事業 公募説明書 第5章参加資格要件に示すとおりとする。

8 契約書案その他プロポーザルに必要な書類を示すべき日時及び場所等

1) 場所

鴨川市ホームページに掲載する。

2) 公表日

令和元年9月6日

3) 公表資料

- ・ 公募説明書
- ・ 別添資料1 要求水準書
- ・ 別添資料2 優先交渉権者評価基準書
- ・ 別添資料3 基本協定書（案）
- ・ 別添資料4 事業契約書（案）
- ・ 別添資料5 運搬業務委託契約書（案）
- ・ 別添資料6 様式集

* 公募説明書及び別添資料1～6については、募集要項に関する質問等により、変更することがある。

9 応募手続き

鴨川市一般廃棄物中継施設整備・運営事業 公募説明書 第7章応募手続きに示すとおりとする。

10 価格条件

委託料の上限は7,445,200千円（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

11 本件に関する担当課

鴨川市役所 総務部環境課

〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1450 番地

電話：04-7093-7838 FAX：04-7093-7851

E-mailアドレス kankyo@city.kamogawa.lg.jp